

葛飾区細街路拡幅整備要綱

平成5年3月19日
4葛建指発第128号
区 長 決 裁

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
 - 第2章 協議（第5条—第9条）
 - 第3章 整備（第10条—第13条）
 - 第4章 助成金（第14条—第19条）
 - 第5章 その他（第20条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、葛飾区内の細街路の拡幅整備を促進するために必要な事項を定め、もって安全で住みやすい街づくりに資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 細街路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により指定した道路(以下「2項道路」という。)、法第42条第1項5号の規定により指定した道路で幅員が指定より不足している道路(以下「1項5号道路」という。)及び葛飾区長(以下「区長」という。)が必要と認める道路をいう。
- (2) 特別区道 道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項又は第3項の規定により葛飾区が認定した道路をいう。
- (3) 区有通路 葛飾区区有通路条例(昭和52年葛飾区条例第24号)第2条に規定する区有通路をいう。
- (4) 建築主等 この要綱の規定により細街路の拡幅に係る協議をしようとする次に掲げる者をいう。
 - ア 細街路に接する敷地に建築物を建築しようとする者
 - イ 後退用地又はすみ切り用地について建築物又は土地に権利を有する者
- (5) 後退用地 既存の道路境界線と2項道路、1項5号道路の境界線又は区長が必要と認める道路の境界線との間の土地をいう。
- (6) すみ切り用地 東京都建築安全条例(昭和25年東京都条例第89号)第2条の規定により、かど敷地の建築制限を受ける部分の土地をいう。
- (7) 拡幅整備 後退用地及びすみ切り用地(以下「後退用地等」という。)を通行上支

障のない道路形態に整備することをいう。

- (8) 工作物移設工事等 後退用地等に存在する工作物の除却若しくは移設又は樹木の移植をいう。
- (9) 権利関係者 拡幅整備をしようとする後退用地等の土地及び建物の所有権者及び賃借人をいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、細街路の拡幅整備に関する施策の普及及び促進のために必要な措置を講じなければならない。

(建築主等の責務)

第4条 建築主等は、細街路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に協力するよう努めなければならない。

第2章 協議

(事前相談)

第5条 建築主等は、細街路に接する敷地において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとするときは、当該行為の日の14日前までに、区長に対し細街路事前相談申込書(第1号様式)に案内図、公図、登記簿その他の権利関係の確認ができるものを添付して事前相談を行わなければならない。

- (1) 法第6条第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による建築確認の申請
- (2) 法第6条の2第1項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による建築確認の申請
- (3) 法第18条第2項(法第88条において準用する場合を含む。)の規定による建築計画の通知

(道路中心線の設置)

第6条 区長は、前条の事前相談があった場合において、当該細街路に道路中心線が設置されていないときは、現地調査の上、道路中心線を設置するものとする。

(協議)

第7条 建築主等は、事前相談終了後、細街路協議書(第2号様式)により区長に協議するものとする。

2 前項の規定による協議は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 敷地の後退位置
- (2) 後退用地等の権原に関する事
- (3) 後退用地等の整備方法
- (4) 後退用地等の管理方法
- (5) 工作物移設工事等の費用の助成
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

- 3 建築主等は、第1項の協議が整ったときは、拡幅整備施工承諾書(第3号様式)を提出するものとする。

(拡幅図)

- 第8条 建築主等は、建築確認の申請をしようとするときは、前条の規定による協議に基づいて作成した拡幅図を区長に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 前項に規定する区長の承認は、同項の規定により提出があった拡幅図に承認する旨を記載の上、行うものとする。
 - 3 建築主等は、第1項の規定により区長の承認を受けた拡幅図を建築確認申請書に添付するものとする。

(任意の整備協議)

- 第9条 区長は、第5条の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、建築主等及び権利関係者等に対し細街路の整備について第7条の規定による協議を申し入れることができる。
- 2 建築主等は、第5条の規定による場合のほか、必要があると認めるときは、区長に対し細街路の整備について第7条の規定による協議を申し入れることができる。
 - 3 第1項及び前項の協議が整った場合は、第13条の規定を準用する。この場合において同条中「建築主等」とあるのは、「建築主等及び権利関係者等」と読み替えるものとする。

第3章 整備

(拡幅整備)

- 第10条 区長は、建築主等と第7条の規定による協議(前条の規定による協議を含む。)が整った場合は、後退用地等について拡幅整備を行わなければならない。
- 2 前項の拡幅整備の内容は、L形側溝、縁石の移設又は設置及びアスファルト舗装とする。

(後退済表示板の設置)

- 第11条 区長は、拡幅整備が完了した後退用地等に、後退済表示板を設置するものとする。

(整備の適用除外)

- 第12条 第10条の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。
- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為を行う場合
 - (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づき土地区画整理事業を施行する場合
 - (3) 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例(令和4年葛飾区条例第4号)第21条の規定により拡幅道路の整備を行う場合。ただし、区長が後退用地の寄附を受けた場合を除く。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める場合

(後退用地等の供用)

第13条 第7条の規定による協議(第9条の規定による協議を含む。)が整った後退用地等が特別区道又は区有通路に接するときは、当該後退用地等を一般交通の用に供するため次に掲げる処理を行うものとする。

- (1) 区がその土地の所有権を寄附により取得したときは、当該後退用地等を特別区道又は区有通路の区域に編入する処理
- (2) 区がその土地を道路として無償で使用する権利を取得したときは、当該後退用地等を特別区道又は区有通路の区域に編入する処理

第4章 助成金

(費用の助成)

第14条 区長は、第7条第2項第5号に規定する工作物移設工事等の費用の助成について協議(第9条の規定による協議を含む。)が成立したときは、後退用地等の拡幅整備のため必要な工作物移設工事等を行った建築主等に対し、当該工事に要した費用の一部を別表の範囲内で助成することができる。

(助成金の交付申請等)

第15条 前条の規定によりこの要綱の規定による助成金(以下「助成金」という。)の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、第10条1項に規定する拡幅整備完了後5年以内に工作物移設工事等助成金交付申請書(第4号様式)へ次に掲げる書類を添付し、区長に申請するものとする。

- (1) 除却前の工作物移設工事等に係る助成金の対象となる物(以下「助成対象物」という。)などが確認できる全景写真等
- (2) 完成後の助成対象物などが確認できる全景写真等
- (3) 助成対象物の除却費用の内訳が分かる見積書又は請求書の写し
- (4) 助成対象物の設置費用の内訳が分かる見積書又は請求書の写し
- (5) 前2号に規定する費用が支払われたことが確認できる領収書等の写し

2 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成することを適当と認めたときは、工作物移設工事等助成金交付決定通知書(第5号様式)により申請者に対し通知するものとする。また、助成することが適当でないと認めたときは、工作物移設工事等助成金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に対し通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第16条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、工作物移設工事等助成金請求書(第7号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定者に助成金を交付する。

(決定の取消し)

第17条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に基づく命令に違反したとき。
- (3) 助成金以外の助成を受けて工作物移設工事等を行ったとき。

（助成金の返還）

第18条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、工作物移設工事等助成金交付決定取消及び返還通知書（第8号様式）により通知し、その全部又は一部の返還を交付決定者に命じるものとする。

（助成金の適用除外）

第19条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該助成金を交付しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体及びこれに準ずる団体
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に定める開発行為を行う者
- (3) 葛飾区集合住宅等の建築及び管理に関する条例第21条により拡幅道路の整備を行う者
- (4) 葛飾区生垣造成補助金交付要綱(昭和58年4月1日付け57葛環発第167号)の規定により補助金の交付を受けた者。ただし、申請箇所が重複しない場合を除く。
- (5) 前各号に掲げるもの以外で葛飾区が助成する交付金などと重複する場合

第5章 その他

（委任）

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成13年2月1日から施行する。
- 2 葛飾区細街路拡幅整備助成金交付要領(昭和61年12月22日61葛建指発第109号区長決裁)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の日の前日までに葛飾区細街路拡幅整備助成金交付要領に基づいて行われた助成金の手続その他の行為は、この要綱に基づいて行われたものとみなす。

付則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

付則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

工作物移設工事等の種別と助成額			
工 事 種 別	工 事 内 容	単 位	助成額(円)
コンクリートブロック塀等の除却	擁壁・ブロック塀・万年塀その他(基礎を含む)の取壊し。発生材の処分を含む。	1メートルにつき	実費又は8,000円のいずれか少ないほう
板塀、フェンス等の除却	板塀、フェンス等(基礎を含む)の取壊し。発生材の処分を含む。	1メートルにつき	実費又は3,500円のいずれか少ないほう
門柱、扉等の除却	門柱、扉等(基礎を含む)の取壊し。発生材の処分を含む。	1基につき	実費又は16,000円のいずれか少ないほう
コンクリートブロック塀等の設置	本区発行の「建築の手引き(ブロック塀)」に準拠して行う。	1メートルにつき	実費又は11,000円のいずれか少ないほう
生け垣、フェンス等の移植又は移設	移植又は移設(生け垣の高さ1.0メートル以上のものに限る)	1メートルにつき	実費又は3,500円のいずれか少ないほう
樹木の移植	目通り15センチメートル以上で高さ2.0メートル以上の移植(移植後も枯れるおそれのないもの)	一本につき	実費又は18,000円のいずれか少ないほう
私道防犯灯、商店街路装飾灯等の移設	移設		実費
水道メーターの移設	移設	一件につき	実費の2/3又は80,000円のいずれか少ないほう
その他の工事	区長が特に必要と認めた工事		実情に応じて区長が算定した額

(注)助成額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。